

委任状

令和 年 月 日作成

委任者（頼む人）

住所

氏名

電話番号



必要な戸籍
本籍
筆頭者氏名

私は下記の者を代理人として、下記の証明の交付申請及び受領に関する権限を委任いたします。

代理人（頼まれた人） ※申請時は代理人の本人確認資料が必要です。

住所

氏名

委任事項

1 本人に関する証明

<input type="checkbox"/>	戸籍全部事項証明（戸籍謄本）		通
<input type="checkbox"/>	戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	のもの	通
<input type="checkbox"/>	身分証明書（委任者本人のものに限ります）		通
<input type="checkbox"/>	除籍全部事項証明（除籍謄本）		通
<input type="checkbox"/>	除籍個人事項証明（除籍抄本）	のもの	通
<input type="checkbox"/>	改製原戸籍		通
<input type="checkbox"/>	受理証明書 ※届出人以外は請求できません。 年 月 日届出 事件本人名 の 届		通
<input type="checkbox"/>	届出記載事項証明（年 月 日届出の 届） 事件本人名 の 届 提出先 用途		通
<input type="checkbox"/>	戸籍の附票（全員・ のもの） ～ の住所異動がわかるもの		通
<input type="checkbox"/>	記載する項目に☑してください。 ☑がない場合は省略します。 ☐戸籍の表示（本籍・筆頭者） ☐在外選挙人名簿登録状況等 ※第三者が申請する場合は原則省略となります。		

2 相続に必要な戸籍の証明

被相続人氏名（委任者との続柄： ）

<input type="checkbox"/>	被相続人の戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍・戸籍附票		通
<input type="checkbox"/>	被相続人の ～ まで連続した戸籍の証明		各 通

※内容については頼む人が記入してください。

※証明が必要な項目にチェックをつけ、通数を記入してください。

戸籍に関する証明が必要なお客様へ

次のような場合は

ご親族の請求でも委任状が必要になります

戸籍謄本などの戸籍の証明は、皆様からお届けいただいている戸籍の届出の内容に基づいて作成される、個人の親族関係を公に証明する書類です。

戸籍に記載される内容は氏名や生年月日、親との続柄などの項目のほか、戸籍の届出に関する内容や法律上の身分事項が記載されているものであるため、その内容はみだりに他人に知られることがないように守られなければならない重要なプライバシー情報となっています。

このため、戸籍の請求にあたっては、同じ戸籍に記載されている方と、その配偶者・父母・子・祖父母・孫などの直系の親族の方以外は、正当な理由がなければ戸籍に関する証明の交付を受けることはできません（戸籍法第10条、同法第12条の2）。

本人に頼まれたため、代理人として戸籍の請求を行う場合には、委任状の添付が必要になりますので、次の事柄にご注意ください。

- 1 相続の当事者など、戸籍の請求に正当な理由がある場合でも、当事者でない親族の方が戸籍の請求を頼まれた場合は当事者の方からの委任状が必要になります。

（例）相続人の配偶者の方が窓口に来る場合など。

なお、当事者（相続人）として請求される場合でも、請求が正当であることを確認させていただき資料をご提示いただく場合があります。

- 2 委任状には、請求者本人の意思確認のため、本人署名については必ず自筆していただいたものをご用意ください。

（委任状には指定の書式はありませんが、参考書式として裏面の用紙を委任状としてお使いいただくこともできます。）

- 3 戸籍の身分証明書は、本人以外の方は取得できません。本人以外が請求する場合は本人からの委任状が必要です。

- 4 独身であることの証明は、本人以外には交付いたしません（代理人請求も不可）。

葛飾区では個人のプライバシー情報を保護する観点から、戸籍に関する証明の交付にあたっては慎重な取扱いをさせていただいております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点は事前に下記までお問い合わせください。